

電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[専有部分用]）

**専有部分用・選択規約
PVプラン料金適用規約
«東京電力パワーグリッド株式会社管内»**

実施日 2018年3月1日

株式会社 NTT ファシリティーズ

専有部分用・選択規約
PVプラン料金適用規約
«東京電力パワーグリッド株式会社管内»»

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 条 本規約の変更	1
第 2 条 定義	1
第 2 章 契約メニューおよび料金	1
第 3 条 契約メニュー	1
第 3 章 料金の算定および支払	2
第 4 条 料金の支払方法	2
第 4 章 規約適用の終了	2
第 5 条 規約適用の終了	2
附則	3

第1章 総則

このPVプラン料金適用規約（以下「本規約」といいます。）は、当社の電力提供サービス（以下「本サービス」といいます。）にかかり設置した自家用電気工作物に連系した発電設備により発電された電力の供給の対象となる建物（以下「対象建物」といいます。）において、当社と電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[専有部分用]）（以下「利用約款」といいます。）および料金メニュー表 専有部分用・LLプラン「東京電力パワーグリッド株式会社管内」（以下「料金メニュー表」といいます。）にもとづくLLプランを適用した利用契約（以下「利用契約」といいます。）を結んでいるお客さまに適用される余剰電力の料金還元（以下「PVプラン料金」といいます。）にかかる必要な事項を定めたものです。

本規約で定める事項については、利用約款および料金メニュー表に優先して適用されるものとし、本規約で定めのない事項については利用約款および料金メニュー表を適用することといたします。

第1条（本規約の変更）

当社は、お客さまの承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、PVプラン料金その他の適用条件は、変更後の本規約によります。

変更後の本規約については当社ホームページ等を通じてご案内するものとし、本規約の変更は当社が別途定める場合を除き、当社が当社ホームページ等に開示した時点で効力を生じるものといたします。

第2条（定義）

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 使用電力量
契約者が使用した電力量から配分電力量を差し引いた値を当該時間帯の使用電力量とします。
- (2) 配分電力量
発電設備等が発電した電力量に配分比率を乗じた値とします。
- (3) 配分比率
対象建物における共有持分の割合のことをいい、登記簿上の専有面積の比率とします。
- (4) 発電設備等
発電設備および二次電池等による放電時の電気特性が発電設備と同等となる設備をいいます。
- (5) 余剰電力
配分電力量が使用電力量を上回った場合の残余の電力をいいます。

第2章 契約メニューおよび料金

第3条（契約メニュー）

(1) 適用範囲

当社が指定する対象建物の住戸部分のお客さま、および対象建物の住戸部分以外のお客さままであって1需要場所の契約容量が6キロボルトアンペア以下の当社が認めた電灯需要を有するお客さまに限り適用します。

(2) 契約電流

PVプランでは、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）の取

付けをせず、契約電流を定めません。

(3) 料金

イ. 料金は、料金メニュー表に定める LL プランの 1 月の基本料金、電力量料金および再エネ賦課金相当額の合計から余剰電力還元額を差し引いたものといたします。

料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 再エネ賦課金相当額 - 余剰電力還元額

ロ. 余剰電力還元額

余剰電力還元額は、1 月の余剰電力の合計値（以下「余剰電力量」といいます。）に、次の料金率を乗じることにより算出いたします。

1 キロワット時につき、26 円 40 銭（税抜 24 円 00 銭）

第 3 章 料金の算定および支払

第 4 条（料金の支払方法）

(1) 第 3 条(3)にもとづく算定額が正の数でない場合は、当月の料金請求は行ないません。

(2) 前 (1) の場合において、算定額が負の数であるときには、翌月の利用料金にて精算するものいたします。

なお、お客さまが当該月をもって利用契約を解約または終了する等、翌月以降の請求が生じないことが見込まれる場合には、お客さまにお知らせしたうえ、当該額をお客さまが指定する口座へ振り込みます。ただし、お客さまの連絡先変更等によりお知らせができない、またはお客さまから口座の指定がされない場合は、この限りではありません。

第 4 章 規約適用の終了

第 5 条（規約適用の終了）

対象建物において発電設備等による電力の供給が行なわれなくなった場合、本規約で定める事項はその効力を失うこととなり、利用約款の規定が適用されるものといたします。

附 則

附則（2018年2月23日第002325号）

第1条(実施期日)

この改正による本規約の変更（以下「本変更」といいます。）は、2018年3月1日を効力発生日（以下「効力発生日」といいます。）といたします。

第2条（料金等の支払い等に関する経過措置）

本変更の前に改正前の規約の規定により支払いまたは支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりといたします。

附則（2019年9月20日第003194号）

（実施期日）

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

附則（2019年12月18日第005046号）

（実施期日）

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。